

## 第2章 保育内容の歴史と現在

わが国に本格的な保育施設が誕生したのは、1876（明治9）年のことである。欧風文化を取り入れ、近代化を成し遂げようとする明治維新の大規模な制度改革の中で、幼児教育や保育も例外ではなかった。フランスやドイツの教育制度を範として、義務教育制度を整備しつつ、義務教育の準備機関としての幼児教育・保育の制度化に取り掛かった。このために国は、ドイツで創始され欧米に広がっていた「幼稚園」（Kindergarten）を取り入れようと試みたのである。フレーベル（1782～1852）が創設した幼稚園のシステムをモデルとして、最初の幼稚園が開設された。「東京女子師範学校附属幼稚園」である。

「東京女子師範学校附属幼稚園」の設立は、わが国の保育内容の歴史の始まりともなった。当時は、幼稚園関連の法制度は小学校の法律や規則に準じていたもので、保育内容においてもそのような特徴が見られたが、明治、大正時代を経るにしたがい、幼稚園が市民権を得て全国に広がるようになると、幼児教育や保育ならではの特徴を備えた保育内容が構成されるようになった。また、第2次世界大戦までは、保育所（当時は「託児所」と呼ばれることが多かった）の保育内容は幼稚園に準じたものであったが、戦後、幼稚園は文部省（現文部科学省）のもとに、保育所は厚生省（現厚生労働省）のもとにそれぞれ新制度が発足すると、新しい制度化に対応した保育内容を整備するようになったのである。

そして現在では、幼稚園と保育所を統一化しようとする大きなうねりの中で、幼稚園と保育所は、乳幼児期にふさわしい生活や諸体験を積み上げていくことができるように、かつまた、義務教育やその後の教育を見通し、人間の育ちの基盤になることをめざして、共通の保育内容が整備されようとしている。

このように、保育内容は、時代や社会の変化とともに姿かたちを変えながら、現在に至っている。この章では、東京女子師範学校附属幼稚園から始まるわが国の保育の歴史を踏まえながら、その時代時代の保育内容がどのように策定され、どのように保育現場で実践されていったかについて、全体的に見ていくことを課題としている。現在は過去によって担われ、未来の展望も過去の吟味検討によって開かれるという歴史の法則に基づき、振り返りを通して、望ましい保育内容の

在り方について考えてみよう。

## 第1節 明治・大正年代の保育内容

### (1) 東京女子師範学校附属幼稚園の保育内容

本章の前文において触れたように、わが国最初のまとまった保育内容として考えられるのは、東京女子師範学校附属幼稚園において考えられたものである。これ以前に、1872（明治5）年に公布された「学制」（義務教育を中心にわが国の学校制度の全体像を描いたもの）の中に「幼稚小学」が規定され、「男女、子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリ」とされたが、構想だけにとどまり、もちろん保育内容において何らかの示唆もなされなかった。1876（明治9）年、文部省によって東京女子師範学校附属幼稚園が開設され、わが国の幼稚園保育が創始されたのである。

1877（明治9）年に東京女子師範学校附属幼稚園規則が制定された。これによると、幼稚園の目的は、「学齡未滿ノ小兒ヲシテ、天賦ノ知覚ヲ開達シ、固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」とされた。やや古典的かつ高邁な表現ではあるが、簡明に言えば、小学校に入る前の子どもたちに対して、もって生まれた能力を発達させ、知識や理解が深まるようにし、身体を健全にし、人間関係を育み、よい行いや振る舞いに慣れ親しませよう、というわけである。

このような目的にしたがって、保育内容が設定された。同規則によると、保育内容は「保育科目」と称され、「物品科」、「美麗科」、「知識科」の3科が設けられ、3科はさらに25の子目しよくに分類された。以下に3科、25子目の全体を示す。括弧内は科目の内容を理解しやすく説明したものである。

#### 《3科》

第1 物品科 日常ノ器物、即チ椅子、机、或ハ禽獸、花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス（即ち幼児の日常生活に親しい器具、花鳥等の物を幼児に見せてその名を教へるものである。）

第2 美麗科 美麗トシテ好愛スルモノ即チ彩色等ヲ示ス（即ち綺麗な子供の好きさうな彩色や繪畫（絵画）を見せて美麗のこころを養ふものである。）

第3 知識科 観玩ニヨツテ知識ヲ開ク、即チ立方體或ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ何如ナルカ等ヲ示ス（所謂フレーベルの恩物、即ち輪であるとか、木片であるとかいふものを使い、針畫、縫畫や計算、唱歌、説話等によつて知識を啓發して行かうとするものである。）

《25子目》

1. 六彩球ノ遊び 1. 鎖ノ連接 1. 木箸ノ置キ方 1. 剪紙貼付 1. 圖畫 1. 木箸細工 1. 紙片ノ組ミ方 1. 唱歌 1. 遊嬉 1. 三形物ノ理解 1. 形體ノ積ミ方 1. 環ノ置ミ方 1. 針畫 1. 織紙 1. 粘土細工 1. 計數 1. 説話 1. 貝ノ遊び 1. 形體ノ置キ方 1. 剪紙 1. 縫畫 1. 疊紙 1. 木片ノ積ミ方 1. 博物理解 1. 體操

大體ニ於イテドイツノフレーベル法則ニ據リタルモノナリ（下線は筆者。）

第1の物品科は、日常生活に必要なものや身近な環境で出会う動植物などの名前を教えることであり、第2の美麗科は、現在でいうところの図画工作や絵画製作に当たるものであり、第3の知識科は、フレーベルの「恩物」による諸物の形状の理解とともに、遊嬉（遊び）、計算、唱歌、体操などを含むものとなっている。説明にあるように、25子目の大半がフレーベルの創案した「恩物」であり、幼稚園を創始したフレーベルの保育内容の考え方を重視していたことが知られる。

「恩物」は、フレーベルの考案した教材、遊具（教具）のことである。フレーベルは、万物を創造した神の業を模して、神の創造した自然の姿を認識させることが大切と考え、神によって与えられ、贈られたものという意味で、これを *Gabe*（ドイツ語で与える・贈るの意味をもつ動詞 *geben* の名詞形）と名付けたが、「恩物」はその日本語訳である。（明治の始め、東京女子師範学校附属幼稚園の初代園長であった関信三が翻訳したもの）第1恩物は「球」であり、最も統一感のある万物の象徴と考えられた。25子目の最初にある「六彩球ノ遊び」とは、青、赤、黄、紫、緑、橙の六色の毛糸の球を持ち上げたり、押したり、転がしたり、数えたりする遊びである。

なお、1881（明治13）年には、同幼稚園の保育内容の改正が行われ、保育内容は整理されて以下ようになった。下線部がフレーベルの恩物以外の保育内容であるが、「数え方」、「読み方」、「書き方」など、現在の小学校の学習内容に近いものが含まれていることが興味深い。

会集、修身ノ話、庶物ノ話、木ノ積立、板排へ、箸排へ、環排へ、豆細工、珠繫ギ、紙織リ、紙摺リ、紙刺シ、縫取り、紙剪リ、描キ方、数へ方、読ミ方、書キ方、唱歌、遊戯。（下線は筆者。）

## (2)「幼稚園保育及設備規程」における保育内容

東京女子師範学校附属幼稚園の設立以降、全国各地に公私立の幼稚園が設立されるようになり、1890年代の後半には、園数にして200園を超え、全国の園児数も2万人近くになってきた。幼稚園の普及を背景として、幼稚園の基準を求める声も大きくなり、幼稚園単独の初めての文部省令として、1899（明治32）年に「幼稚園保育及設備規程」が制定されたのである。

「幼稚園保育及設備規程」において、幼稚園保育の目的は、「幼児ヲ保育スルニハ其心身ヲシテ健全ナル發育ヲ遂ゲ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハシムコトヲ要ス」と示された。健全な心身を養い、良い習慣を身に付けさせることが幼稚園の基本的な目的であり、同時にそのことによって家庭教育を補うことが大切であるとされている。家庭教育を補うことが幼稚園のはたらきとして明示されたことに注目したい。逆にいえば、当時は家庭教育が比較的しっかりと行われており、その結果、幼稚園ならではの自律的なはたらきはそれほど強く求められていなかったことが知られる。また、「幼稚園保育及設備規程」には、幼稚園の保育年齢（満3歳から小学校就学までの幼児）、保育時間（1日5時間以内）、保母定数（保母一人当たり40名以内）などが定められており、これらは後の幼稚園保育の基本的な枠組みにつながるものとして注目される。

なお、「保母」という名称について付記しておきたい。現在「保母」という名称は、幼稚園でも保育所でも使用されていないが、明治時代初期の幼稚園保育の成立に際して、幼稚園の先生を「保母」と呼ぶようになったものであり、第2次世界大戦終結に至るまで幼稚園保育において使用されていた。（なお、当時は「保母」であった。）戦後は、保育や幼児教育の制度改正にともなって、幼稚園が学校教育制度に、保育所が児童福祉の枠組みに編入されたため、幼稚園「教諭」、また保育所「保母」となった。その後、1997（平成9）年、児童福祉法改正にともない、保母は「保育士」となり、現在に至っている。

さて、「幼稚園保育及設備規程」における保育内容は、「遊嬉」、「唱歌」、「談話」、

「手技」の4項目にまとめられ、次のように示された。

幼児保育ノ項目ハ遊嬉、唱歌、談話及手技トシ左ノ（下記ノ）諸項ニ依ルヘシ

1. 遊嬉. 遊嬉ハ随意遊嬉、共同遊嬉ノ2種トシ、随意遊嬉ハ幼兒ヲシテ各自運動セシメ、共同遊嬉ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動ヲナサシメ、心情ヲ快活ニシテ身体ヲ健全ナラシム。
2. 唱歌. 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ歌ハシメ、聴器、発声器及呼吸器ヲ練習シテ其發育ヲ助け、心情ヲ快活純美ナラシメ、徳性涵養ノ資トス。
3. 談話. 談話ハ有益ニシテ興味アル事實及寓言、通常ノ天然物及人工物等ニ就キテ之ヲナシ、徳性ヲ涵養シ、観察注意ノ力ヲ養ヒ、兼テ発言ヲ正シク言語ヲ練習セシム。
4. 手技. 手技ハ、幼稚園恩物ヲ用ヒテ手及眼ヲ練習シ、心意發育ノ資トス。

（下線は筆者。）

特徴的なことは、「遊嬉」（遊戯、遊び）が一つの保育項目、すなわち保育内容として位置付けられたことである。しかも、遊びの姿を「随意遊嬉」と「共同遊嬉」とし、子どもが自由に遊ぶこと、及び、歌に合わせてみんなで運動したり遊んだりすることの二つの遊びが示されていることが興味深いところである。現在でも、幼稚園や保育所の遊びといえば、子どもが好きな遊びを自分たちで選んで行う場面と、先生がクラス全体の一斉的な活動としてリズム運動などをする場面があるが、これにつながってくるものとも考えることもできる。また、いわゆる恩物が「手技」の中に一まとめにされ、恩物中心の保育からの脱皮を図ろうとしていることがうかがわれる。

### (3)「幼稚園令」における保育内容

明治時代の末期から大正時代にかけて、幼児期本来の生活は遊びを中心としたものであることが繰り返し主張されるようになり、保育内容を遊びを核にして展開しようとする考え方が強くなっていく。とりわけ、東京女子高等師範学校附属幼稚園の主事（校長）であった倉橋惣三（1882～1955）は、子どもの自然な、ありのままの生活や自由な遊びの大切さを訴え、遊びを中心とし、それを発展させていく誘導保育を提唱し、保育内容の展開に大きな一歩を記したのである。このような動きの中で、幼稚園保育は全国的な広がりを見せるようになり、幼稚園に

ついでに新たな規定を整備することが求められるようになってきた。1926（大正15）年に制定公布された「幼稚園令」は、このような動きを反映したものであった。それまでは、幼稚園に関する規定は小学校関係の規則に付随して設けられるのが通常であったが、「幼稚園令」は、幼稚園に関する最初の独立的な法令（勅令）として定められたものである。

「幼稚園令」の第1条において、幼稚園の目的は次のように示された。「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育を補フヲ以テ目的トス」。内容的には、前述の「幼稚園保育及設備規程」における保育の主旨と大きく変わるところはなく、家庭教育を補うという幼稚園保育の意義やはたらかも踏襲されている。保育内容については、「幼稚園令施行規則」の第2条に次のように示された。

「幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」（下線は筆者。）

ここで注目すべきは、下線を施した2か所である。ひとつは、保育項目として「観察」が新たに設けられたことであり、いまひとつは「手技」の後に「等」が付されたことである。これらについては、「幼稚園令」の公布の翌年に示された「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」に、次のように説明されている。

「保育項目ハ遊戯、唱歌、談話、手技ノ外観察ヲ加ヘテ自然及人事ニ属スル観察をナサシムルコトトシ尚従来ノ如ク限定セス当事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ経験ニ応シテ適宜工夫セシムルノ余地ヲ存シタリ」

「観察」は、自然、社会環境、人間関係など、さまざまな事象を観察することであり、観察は子どもの直接体験に通じるという点で、子ども自身の活動を重んじる方向へ保育が動きつつあることを示す重要な傾向を示すものといえる。「等」が加えられたことについては、柔軟に保育の内容や方法を導入したり、工夫したりすることを認めるものと理解される。また、恩物の取り扱いも柔軟となり、恩物主義からの脱皮をさらに一歩進めようとしていることが読み取れる。

## 第2節 昭和年代の保育内容

### (1) 戦後の改革期における保育内容

第二次世界大戦の終結とともに、連合軍総司令部（GHQ）がおかれ、その指導の下に民主主義的な国家づくりを進めていくことになる。幼児教育部門では、米国の民間情報教育局の初等教育担当者として来日したヘファナン（1896～1987、Heffernan, Helen）の助言に基づき、1948（昭和23）年に、倉橋惣三らの委員の努力によって「保育要領—幼児教育の手引き」が刊行された。保育要領は、幼稚園における幼児教育の将来的なあり方をまとめたものであるが、保育所や家庭においても活用されるものとして作成された。

保育内容は、「六幼児の保育内容」に詳細に述べられている。保育要領における保育内容は、戦前からの項目主義に立って、幼児に経験してほしい12の項目を示している。すなわち、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事」である。なかでも自由遊びを中心に保育内容が構成されることが強調されている。いくつかの文言を取り上げよう。

「子供は興味にしたがって動く。興味のあることには夢中になつて自分を打ちこんで遊ぶ。子供は……自分で活動することによつて成長するものであることを考えれば、子供たちの動きを引き出す原動力になる興味こそ、子供を成長させる最も大切な要素である。」

「子供はめいめいの個性をもっている。……子供めいめいの興味を生かし、その特徴を最大限に伸ばしてやる点から考えれば、多くの子供たちに同じことをするようにしている保育のやり方は、反省されなければならない。……それぞれの興味に最もよくかなつた自由な活動が許される機会が与えられなければならない。」

「幼稚園における幼児の生活は自由な遊びを主とするから、一日を特定の作業や活動の時間に細かく分けて、日課を決めることが望ましくない。」

「幼児を一室に集め、一律に同じことをさせるより、なるべくおのおの幼児の興味や能力に応じて自らの選択に任せて自由に遊ぶようにしたいものである。」

「子供たちの自発的な意志にもとづいて、自由にいろいろの遊具や、おもちゃ

を使って生き生きと遊ばれる遊びが自由遊びである。そこでは、……自分の意志によって好きな遊びを選択し、自分で責任をもって行動することを学ぶ。子供どうしの自由な結合からは、友愛と協力が生まれる。」

自由遊びを中心とする保育内容には、副題として「幼児の楽しい経験」が付されている。幼児の興味や関心、あるいは自発的な自己活動を出発点として、自由な遊びを核として子どもの生活経験を豊かなものにしていこうとする姿勢がよく感じられる。なお、自由遊びという保育内容（あるいは保育方法と呼んでもよいかもしれない。）は、戦後から現在に至るまで、幅広く幼稚園や保育所の保育内容の一部をかたちづくってきたが、最近では「好きな遊び」という表記になっている。

一方、児童福祉法に規定された保育所の保育内容は、「児童福祉施設最低基準」（1948年）の中に示された。それによれば、保育所の保育内容は、「健康状態の観察、個別検査、自由遊び、午睡、健康診断」であり、自由遊びという枠の中に音楽、リズム、絵画、製作、お話、自然観察、社会観察、集団遊び等を含むものとされた。保育所においても、保育要領の精神を生かして、自由遊びを中心に保育内容を構成しようとする考えがうかがえる。なお、その後「個別検査」は「服装等の異常の有無に関する検査」に、「午睡」が「昼寝」に改められたが、この最低基準に規定された保育所の保育内容は、つい最近まで法令的には生きたものであった。

## (2) 昭和31年版幼稚園教育要領

1956（昭和31）年、最初の幼稚園教育要領が登場する。試案のような意味合いで作成されたものであるが、幼稚園ならではの保育と保育内容を構想したものである。昭和29年には、全国の5歳児の幼稚園就園率が20%を超えるようになり、幼稚園の一般化がその要因の一つと考えられる。

学校教育法第77条、78条（当時）に掲げられた幼稚園の教育目的及び教育目標を具体化して示して「6領域」を保育内容として構成するとともに、小学校教育との一貫性をもたせようとしたものである。6領域とは、「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画製作」であり、それぞれの領域に、子どもの成長発達にとって「望ましい経験」を配列し、保育内容展開の基本にしようとし

た。

領域は、「小学校以上の学校の教科とは、その性格を大いに異にする」とされたが、小学校の教科と同一のもの（「社会」）や似たもの（「音楽リズム」、「絵画製作」）が設けられており、幼児教育としての独自性と小学校との関連性が分かりにくいものとなっている。それでも、幼稚園で行う子どもの活動や経験する内容に目安が与えられた意味は大きい。とりわけ、初めて「指導計画の作成とその運営」（年・月・週・日単位の指導計画）という項目が立てられ、保育実践を計画的に進めていく枠組みがつけられたことの意義は小さくない。

### (3) 昭和39年版幼稚園教育要領及び昭和40年版保育所保育指針

#### ① 昭和39年版幼稚園教育要領

1964（昭和39）年に、幼稚園教育要領が文部大臣告示として登場する。告示ということは、法令に近い意義をもつものであり、幼稚園教育の意義やはたらきそのものが公に認められたものになったということである。

それぞれの領域に「望ましい幼児の経験や活動」を配列するという考え方は、最初の幼稚園教育要領の考え方を踏襲している。「第2章内容」には、6領域の意義などについて次のように述べられている。

「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の各領域に示す事項は、幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したものである。しかし、それは相互に密接な連関があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるものである。／幼稚園においては、各領域に示す事項によって、全期間を通じて指導しなければならない事項の全体を見通し、望ましい幼児の経験や活動を適切に選択し配列して、調和のとれた指導計画を作成し、これを実施しなければならない。」（下線は筆者。）

各領域の中に望ましい幼児の経験や活動を示し、それらを同時に具体的な指導目標としての「ねらい」となるように設定している。「ねらい」という言葉が始めて使用されているが、これは、幼稚園教育の目標を砕いて具体的なものとしたことを示す用語であり、この後、幼稚園や保育所で一般的に使われる保育用語となっていくものである。（小学校教育では、あまり使われない。）また、子どもが

行う経験や活動がつねに「総合的なもの」であるという考え方も、この教育要領において初めて現れているが、この考え方も乳幼児期の発達を踏まえた子どもの活動の捉え方として、後に引き継がれていく。

## ② 昭和40年版保育所保育指針

昭和30年代には、家庭で味わうことができない幼児教育の意味が広く認識されるようになり、幼稚園に通う子ども達が増加していく。一方、昭和30年代の高度経済成長政策にともなって、既婚の就労女性が増え、働きながら子どもを育てるという生活様式も徐々に一般的になっていく。このような状況において、幼稚園や保育所は乳幼児の育ちにとって不可欠な場としての意味を持つようになっていった。

このような社会状況の下で幼稚園と保育所の社会的認知が進んできたことを踏まえ、国はこれからの幼稚園と保育所の普及や改善充実をめざして、1963（昭和38）年、「幼稚園と保育所との関係について」という文書を、文部省初等中等教育局（当時の名称。幼稚園を管轄）と厚生省児童家庭局（当時の名称。保育所を管轄）の連名で通知した。

この文書は、幼稚園と保育所の機能の違いを明記する（「幼稚園は幼児に対し、学校教育を施すことを目的とし、保育所は、『保育に欠ける児童』の保育を行うことを目的とするもので、両者は明らかに機能を異にするものである」同文書）とともに、幼稚園と保育所の共有すべきはたらき（「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。」同文書）を明示したものである。これにより、翌々年1965（昭和40）年に、保育所保育のガイドラインを示す初めての「保育所保育指針」が登場したのである。

昭和40年版保育所保育指針は、このように、前年に示された幼稚園教育要領（前述）をうけて、それに準じた内容を持つものとして成立したものである。ただし、準じた内容といっても、保育所には0歳児から小学校就学前の子どもまでいることから、幼稚園年齢（3歳から5歳）に関する部分では共通しながらも、乳幼児の育ち全体を配慮した内容のものとなっている。

領域は、2歳児までは「生活」と「遊び」で構成され、2歳児で、「健康」、「社会」、「遊び」となり、3歳児で「健康」、「社会」、「言語」、「遊び」となり、4歳児以降で幼稚園と共通して、「健康」、「社会」、「言語」、「音楽」、「造形」と

なる。生活と遊びが子どもの発達過程にしたがって分化していくというスタイルをもつものとなっている。「音楽」、「造形」はそれぞれ幼稚園の「音楽リズム」及び「絵画製作」に対応するものとして設けられた。

この保育所保育指針は、保育所の保育機能を「養護と教育の一体性」として特徴づけ、幼稚園のように幼児の「教育」のみではないことを示した点で注目に値する。保育所には、幼稚園にいない0, 1, 2歳児が在籍し、生活面のケアが大切な任務となること、保護者の就労と連動しているために保育時間が長くなったり、1年間を通して保育が行われること、これらとともに、何よりも保育所は親の仕事と子どもの育ちとの両立支援を役割としていることから、養護を通して家庭の養育を補うことが不可欠の機能となるのである。このような保育所保育の特徴が、「養護と教育の一体性」として提示されたのである。養護と教育の一体性は、この後現在に至るまで、保育所保育の特性として受け継がれてきている。

### 第3節 平成年代の保育内容

#### (1) 平成元年版幼稚園教育要領及び平成2年版保育所保育指針

##### ① 平成元年版幼稚園教育要領

昭和年代の終わり頃には、都市化、情報社会化、少子高齢化、女性の社会参加の拡大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するようになり、子どもの成長や発達への影響も無視できない状況になってきた。とりわけ、少子化によるきょうだい数や遊び仲間の減少は遊ぶ力やコミュニケーション能力の弱体化を招いたり、身近な自然、社会、人々と触れ合う機会が奪われることによって子どもの意欲的な環境への関わりが弱められたり、さらに、身の回りに溢れる豊かなモノに取り囲まれ、生活習慣の自立に遅れを来たすようなことも見られるようになってきた。

平成元年版幼稚園教育要領は、このような状況のもとで、子ども中心的な教育観を幼児教育に反映させ、子どもの生き生きとした主体的な生き方や生活を大切にしようという考えのもとに登場した。そして、幼稚園教育要領改訂の視点として、次のような事項が示された。

##### 1. 幼稚園教育は幼児の主体的な生活を中心に展開されるものであること

2. 幼稚園教育は環境による教育であること
3. 幼稚園教育は一人一人の発達の特性及び個人差に応じるものであること
4. 幼稚園教育は遊びを通しての総合的な指導によって行われるものであること  
(下線は筆者。)

これらはこれまでの幼稚園教育においてまったく大切にされなかったものではないが、幼稚園教育を改めて子ども中心に展開しようとする考えに基づいて、保育の重心を保育者から子どもへ転換しようとする姿勢が鮮明に現れている。

このような基本的な考え方に依拠して、保育内容の展開に関しても、重要な改善の方向性が示された。もっとも重要なものは、「環境を通して行う教育」を全面的に展開していこうとする姿勢である。環境がクローズアップされた理由の一つは、先に述べた子どもを取り巻く環境の急激な変化である。幼児期にふさわしい生活の展開を、保育者と子どもとの関係からだけではなく、自然環境や社会環境を含めた幅広い文脈から捉え直そうという視点である。今ひとつは、幼児教育への期待のふくらみが、いきおい保育者主導型の指導的な保育へ傾いてきたことへの反省に基づくものである。保育や教育は、教え込んだり、授けたりするよりも、子どもがまわりの環境へ主体的に関わることを通して、子どもの中に幼児期にふさわしい豊かな経験が積み重ねられていくことを支援し、援助していくものではないかという考え方である。

また、保育内容としての6領域が5領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）に再編された。この再編は、たんに六つの領域を五つの領域にしたということではない。これまでのように、各領域の中に子どもにとって望ましい経験を詰め込むという考え方ではなく、領域は子どもの「発達の側面」として、すなわち子どもの育ちを見取る視点として新たに導入されたのである。子ども育ちを調和的に、バランスよく見通していくために、五つの窓口から見ていこうではないかというものである。これまでに比べて、領域の意義がまったく変化したのであり、この考え方は現在の教育要領にも継承されている。

保育内容としての各領域は、「ねらい」と「内容」によって構成されることになり、領域の内部の仕組みが明確にされた。すべての領域に3つずつの「ねらい」が設定され、ねらいは、「心情、意欲、態度」を表すものとなった。すなわち、できること、わかること（知識や技能）を求めるのではなく、心の豊かさをはぐ

くむという考えに統一していこうというのである。ここにも、保育者主導型から子ども中心型への転換の視点がうかがえる。また「内容」は、「ねらいを達成するために指導する事項」とした。保育者の側からいうと指導内容となり、子どもの側からいうと経験内容となると考えることができるが、ここでも子どもの視点が大切にされ、主として、ねらいを実現していくために幼児が環境にかかわって経験していくことが「内容」とされた。内容は、各領域に10項目前後設けられている。

平成元年版幼稚園教育要領は、このように大きな方向転換を成し遂げたのであるが、子どもの主体的な生活を大切にすること、環境を通して教育を行うこと、遊びを通して総合的に育ちを支援すること、これらは、現在の教育要領においても大切にされている事柄である。

## ② 平成2年版保育所保育指針

平成元年版幼稚園教育要領の基本的な精神を受け継いで、平成2年版保育所保育指針が登場する。平成2年版では、保育所の役割を「家庭養育の補完」として改めて意義付けるとともに、幼稚園と同様の教育的な役割を果たしていくことが求められた。領域の意義や編成方法、ねらいと内容の考え方等については、ほぼ幼稚園教育要領と軌を一にしているので、これらについては説明しないで、平成2年版保育所保育指針に独自に盛り込まれたことを中心に考えてみよう。

平成2年版保育所保育指針では、保育所保育の特性である「養護と教育」の二面性と一体性を保育内容に生かす視点が強調されている。第1章総則2保育の内容構成の基本方針より、ねらい及び内容の考え方の基本について書かれた部分を引用してみよう。「『ねらい』は、…子どもが保育所において安定した生活と充実した活動ができるようにするために、『保母が行わなければならない事項』及び子どもの自発的、主体的な活動を保母が援助することにより、『子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項』である。」すなわち、養護を「保母が行わなければならない事項」として示し、教育を「子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項」としたのである。これに応じて、内容も養護と教育の二面性から示され、『内容』は、これらのねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保母が適切に行うべき基礎的な事項（すなわち養護。筆者注）及び保母が援助する事項（すなわち教育。筆者注）を

子どもの発達の側面から示したものである」とされた。

養護は、子どもが自分で行うことができないものを保育者が責任を持ってケアするという視点から、教育は、子ども自身が心情、意欲、態度を豊かにしていくことを保育者が「援助」するという視点から考えられているのである。養護はケアであり、教育は援助であるという考え方が明確にされているといえる。教育はいわゆる指導ではなく援助であるという点に、先に述べた子ども中心主義的な保育観が反映していることはいうまでもない。

平成元年版幼稚園教育要領において重視された「環境を通して行う教育」については、保育所保育指針においてはさらに一步踏み込んだ考え方が見られる。「保育の環境には、保母や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。そして、人、物、場が相互に関連し合っ、一つの環境状況を作り出す。こうした環境により、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように工夫することが大切である」といわれるように、保育環境を子どもがその中で成長発達を遂げていく「状況」と捉えたのである。環境を状況と捉えることによって、環境には、ひとやものだけではなく、「こと」、すなわち目に見えない、醸し出される雰囲気のような環境も環境の一部であり、雰囲気の醸成が保育において重要な意義を持つものであることが明確にされたのである。

このほか、保育内容の年齢区分を、前保育所保育指針のように、0歳児から6歳児まで1年ごとに機械的に区切るのではなく、発達の過程に応じた援助をきめ細やかにしていくために、6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3か月から2歳未満児、そして2歳から6歳までは1年ごとに設定しており、産休明けや育休明けの乳児保育の充実を期したものになっている。

さらに、前保育所保育指針では、第10章に「指導計画作成上の留意事項」が設けられ、年や月の指導計画作成の必要性が謳われていたが、このたびは、いわゆる具体的な指導計画だけではなく、具体的な指導計画の上位にある全体的な「保育計画」を作成することとなっている。保育の計画は全体的な計画と具体的な計画について作成するという考え方は、現在においても継承されている保育の計画についての基本的な方針である。

## (2) 平成10年版幼稚園教育要領及び平成11年版保育所保育指針

### ① 平成10年版幼稚園教育要領

1998（平成10）年、幼稚園教育要領の三度目の改訂が行われる。幼児教育の基本方針は前教育要領と変わらず、「遊びを中心とした総合的な指導を引き続き充実発展させること」であるが、いくつかの点でより発展した保育内容の展開を進めようとする姿勢がうかがわれる。

ひとつは、幼児の主体的な活動を支えるために、「計画的な環境構成」が求められていることである。保育者ならではの力量としての環境構成の重要性は、前教育要領において強調された点であるが、このたびは、「幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない」とされ、「自由感あふれる教育」（幼稚園教育要領解説、平成11年）は大切であるが、ただ遊ばせているだけでは本当の幼児教育とはいえないとし、保育者が環境づくりを念入りに構想・展開し、子どもの自発的、主体的な活動を活性化していこうというのである。

二つ目は、幼児教育は「生きる力」の基礎をはぐくむ重要な意義を持つものであることを強調した点である。「生きる力」とは、第15期中央教育審議会による1996（平成8）年の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」において示された教育の理念である。生きる力とは、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、さらに「たくましく生きるための健康や体力」であり、これらをバランスよくはぐくんでいくことがこれからの変化の激しい時代を生き抜いていくために大切であるとされた。幼児期は、生きる力、すなわち主体性、豊かな人間性、健康・体力の基礎づくりを大切にするときということである。

三つ目は、「預かり保育」を幼稚園の教育の一環として実施していくことが求められた点である。幼稚園は、1日4時間の保育を標準とすること（幼稚園教育要領に規定）になっているが、地域の実態や保護者の希望をうけて夕刻まで子どもを預かることができるようにしたものである。

さらに、保育者の専門性の観点から、幼児のそばに寄り添う保育者が多様な役

割を果たしていかなければならないとされたことも、このたびの改定の重要なポイントである。具体的には、「幼児の精神的安定の拠り所としての役割」、「憧れを形成するモデルとしての役割」、「幼児の遊びの援助者としての役割」、「幼児との共同作業、幼児と共鳴する者としての役割」、「幼児の理解者としての役割」などである。これらは、環境としての保育者の望ましい在り方を提示するものと考えられる。

具体的な保育内容展開の視点においては、幼児の道徳教育（「幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。」、第2章ねらい及び内容、「人間関係」3内容の取り扱いより）や知的教育（「幼児が遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。」、第2章ねらい及び内容、「環境」3内容の取り扱いより）の充実を図ることが強調されている。

## ② 平成11年版保育所保育指針

1997（平成9）年、児童福祉法の一部改正が行われ、これまでの与える福祉や保護する福祉という考え方から選ばれる福祉や支援する福祉の考え方へ、福祉観の転換が図られた。保育所も、保育所を利用する子どもや保護者本位の立場に基づいて、その基本的な在り方が求められるようになった。このような状況の変化の中で、1999（平成11）年、保育所保育指針が改められた。法令の改正に従い、この保育指針から従来の「保母」が「保育士」と表記される。また、1989（平成元年）に発効した「児童の権利に関する条約」にわが国が批准した（1994年）ことをうけて、保育指針全体に、子どもの人権尊重の精神が盛り込まれることになった。

保育指針全体の構成は、前保育指針と大きく変わらないが、各発達過程の保育の内容（第3章から第10章まで）の中に、新たに「保育士の姿勢とかかわりの視点」という項目を立て、保育士の援助の目安を示した。たとえば、第3章六か月未満児の保育の内容では、「子どもの心身の機能の未熟性を理解し、家庭との連携を密にしながら、保健・安全に十分配慮し、個人差に応じて欲求を満ちし、次

第に睡眠と覚醒のリズムを整え、健康な生活リズムを作っていく。また、特定の保育士の愛情深い関わりが、基本的な信頼関係の形成に重要であることを認識して、担当制を取り入れるなど職員の協力体制を工夫して保育すること」となっている。特定の保育士が担当して子どものケアを行うことは、育児担当制や保育担当制と呼ばれ、現在の保育所においても定着してきている。

また、保育指針の後半部分である第11章保育の計画作成上の留意事項、第12章健康・安全に関する配慮事項、第13章保育所における子育て支援及び職員の研修などに新規のものが盛り込まれ、非常に充実した内容となったことが挙げられる。たとえば、第11章では、異年齢の編成による保育、障害のある子どもの保育、長時間にわたる保育などへの配慮はこれまでよりも緻密な内容となっている。第12章では、感染症対策、アトピー性皮膚炎対策、SIDS（乳幼児突然死症候群）への対応、虐待などへの対応が盛り込まれている。

さらに第13章は、改定された当初、たいへん注目されたものである。家庭の養育力の低下に対する支援を中心に、専業主婦や地域の子育てに対する支援について、保育所にどのような対応が可能であるかについて具体的な視点から述べられている。保育所は、いわゆる保育に欠ける子どもだけではなく、家庭養育に欠けない子どもへのサービスへのその守備範囲を広げることになったのである。具体的には、保護者の冠婚葬祭など緊急の事態や保護者のリフレッシュのために子どもを預かる「一時保育」、地域の乳幼児の保育に関する相談や助言といったことである。

保育の内容構成の基本方針においては、ねらいと内容を養護と教育の二面性の視点から示すという前保育指針の方針を踏襲している。子どもの発達過程区分についても同様であり、8つの過程区分となっている。注目すべきは、保育内容を考えるときに、いつもつねに一人一人の育ちを踏まえるという考え方である。すなわち、「発達過程の区分による保育内容は組やグループ全員の均一的な発達の基準としてみるのではなく、一人一人の乳幼児の発達過程としてみることが大切である」とされている。いわゆる発達段階ではなく「発達過程」という捉え方は、次の保育指針改定において重要な意義をもつことになる。

### (3) 平成20年版幼稚園教育要領及び平成20年版保育所保育指針

#### ① 平成20年版幼稚園教育要領

2008（平成20）年、幼稚園の保育内容の基準である幼稚園教育要領の4次改訂が行われた。この度の改訂は、全体として小規模な改訂となっているが、幼稚園教育全体の意味づけや位置づけについての重要な変化について、まず指摘しなければならない。

それは、教育基本法や学校教育法の改正に関係している。2006（平成18）年に、わが国の教育の憲法といわれる教育基本法が改正されたが、その中で注目すべき改正点の一つは、幼児期の充実に関して一つの条文が立てられたことである。第11条の「幼児期の教育」である。そこでは次のように幼児教育の振興について述べられた。「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」これをうけて、学校教育法において幼稚園を筆頭に位置づけ、その目的を次のように掲げた。「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」（学校教育法第22条）すなわち、人間の生涯発達の基礎づくりとしての意義を、改めて幼稚園に与えたのである。これを反映して、幼稚園教育要領の冒頭には「幼稚園における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、…」という文言を挿入したのである。

このほか、保育内容の展開に関わるものを中心に、改訂のポイントについて述べておきたい。

まず、幼稚園教育の全体的な保育内容の運営に関わる観点として、従来の「預かり保育」を幼稚園教育の一環として捉え直し、位置づけたということが挙げられる。幼稚園における午後の保育については、これまでも賛否両論があったが、公私含めてわが国の幼稚園の7割以上が午後の保育を進めている事態をうけて、午後の保育を幼稚園教育の中に明確に位置付けたものである。平成10年幼稚園教育要領では、預かり保育は第3章指導計画作成上の留意事項の2特に留意する事項の(6)に、「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動」として、簡明に記されたのみであったが、

このたびは、幼稚園教育要領の第3章そのものの表題に明記される（第3章「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」）とともに、その内容や進め方についても具体的に述べられている。

たとえば、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること」、「家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の計画を作成すること」、「家庭との緊密な連携を図るようにすること」等の留意事項が付されている。また、幼稚園教育要領解説（2008）には、さらに具体的に保育上の配慮点について指摘されている。たとえば次のようである。「特に、入園当初や進級当初においては、幼稚園生活に対して不安感や緊張感が大きい幼児もいるので、家庭生活との連続性を図りながら幼児一人一人の実情に合った居場所づくりを行うことが重要である。さらに、幼児の心や体の状態、季節などに配慮して、必要に応じて午睡の時間を設けたり、いつでも幼児が休めるようくつろげる場を設けたりすることも大切である。」<sup>1)</sup>

さらに、いくつかの具体的な保育内容展開の改善点について指摘しておこう。健康領域においては、内容の一つに「食育」が取り上げられた。「(5)先生や友達と食べることを楽しむ。」という項目である。食を営む力の育成は、今や健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための大切な教育の一環として認識されており、子どもに経験してほしい内容として新たに設けられた。

人間関係領域では、内容の一部に、「(8)友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。」が新たに設けられた。共同的な遊びと学びといわれるものである。5歳児くらいになると、友達同士のかかわりが豊かになり、共通の目的を目指して、分担したり協力したりしながら遊びを進めるようになる。この項目は、これを生かして、クラス活動や集団生活を活性化しようとする視点から設けられたものである。小学校とのつながりを配慮した内容でもある。集団生活における人とかかわりという点では、ルールやきまりを守ったり、互いの思いを受け容れあったりして協調して暮らすことも大切であり、このような意味で、「規範意識」の芽生えを培ったり、「折り合いをつける体験」を通して自分の気持ちを調整する力が育つように配慮することが求められている。

このたびの改訂における強調点の一つとして、小学校との連携や接続という課

題も忘れてはならない。これまでの教育要領においては、指導計画作成上の留意事項の一部に、小学校とのつながりについて配慮が必要であることが指摘されてきたが、今回はさらに一步踏み込んで、「特に留意する事項」の一部に小学校との連携が次のように指摘された。「(5)幼稚園と小学校との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。」保育内容の観点では、幼児と児童の交流活動を小学校の生活科の中で取り入れたり、幼稚園、小学校の行事（運動会や音楽会など）で取り入れたりする工夫が求められる。

## ② 平成20年版保育所保育指針

2008（平成20）年、幼稚園教育要領の改訂と同時に、保育所保育指針が改定された。このたびの保育指針の改定は、これまでにない大規模なものである。何よりも重要なのは、保育所保育指針が厚生労働大臣告示となったことである。これにより、保育所保育指針は法令に近いものとして位置づけられ、保育所保育士が遵守しなければならない保育内容の基準となったのである。ここでは、章ごとに特徴を押さえながら、改定保育所保育指針の全体像を浮き彫りにしてみよう。

第1章総則では、保育所保育の理念や役割が述べられている。2. 保育所の役割において、保育所保育の目的が次のように述べられる。「(1)保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」（下線は筆者。）下線を引いた部分に、保育所の持つ教育的な役割が強調されていることが見て取れる。また、保育所の特性として、「(2)保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性とする。」（下線は筆者。）と述べられる。これまで保育所の役割は「家庭養育の補完」と一般化されていたが、このたびこの項目は削除され、「家庭との緊密な連携」となった。これは、家庭が第一義的で保育所はそのはたらきの補完であるという考え方を放棄することによって、乳幼児期の子どもの育ちを専門的に支援する保育所の自律的な役割を際立たせたものである。また、養護と教育の一体性は、保育所保育の特性としてこれまでの保

育指針で保持され続けてきたものである。(3)では、保育所の三つの役割が明確にされている。「(3)保育所は、①入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、②入所する子どもの保護者に対する支援及び③地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」(番号及び下線は筆者。)①及び②は保育士の業務であり、③は望まれるものとされている。第1章総則には、これら以外に、保育の原理(保育の目標、方法、環境)や保育所の社会的責任が記載されている。

第2章子どもの発達では、何よりも「発達過程」という考え方が注目される。発達過程とは、一人一人の子どもの育つ道筋のことであり、過程の区分としては従来の8段階を踏襲しているが、発達過程を明確に意味づけているところに今回の改定の特徴がある。すなわち、「この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。」とされ、発達には一定の順序性や方向性があるものの、「子どもの発達は直線的ではなく、行きつ戻りつしながら」推し進められることを大切にしようというのである。発達過程という考え方は、保育内容の展開においても基礎となる大切な視点である。第2章には、乳幼児期の発達の特性及び8段階の発達過程の姿が描かれている。

第3章保育の内容は、幼稚園との相違点と共通点が見て取れる構成となっている。相違点としては、保育の内容をはっきりと養護と教育に分けて示したことである。周知のように、幼稚園教育要領には養護の内容は特に示されていない。このたびは、保育の内容全体を養護のねらい及び内容と教育のねらい及び内容に分け、養護は保育士が行わなければならないこととして、「生命の保持」と「情緒の安定」についてそれぞれねらい及び内容を、教育は保育士が支援することとして、5領域についてそれぞれねらい及び内容を盛り込んだものとなった。共通点は、教育5領域の分野において、ねらい及び内容の中身や並べ方をほぼ同じようにしたことである。

第4章保育の計画及び評価について見てみよう。これまでは保育所の保育の全体計画のことを「保育計画」と呼んでいたが、このたびは幼稚園と共同歩調を取り、「保育課程」となった。これにより、保育所・幼稚園から大学に至るまで、「課程」すなわちカリキュラムという考え方が一貫されることになったのである。

また、評価については、保育実践の振り返りとしての保育士等の「自己評価」や保育所の自己評価が課題として挙げられた。保育士による自己評価については、次のようである。「保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。」保育の質を向上させるために、自己評価体制の構築が求められたのである。

第5章健康及び安全では、子ども健康増進、食育、安全管理（セーフティマネジメント）、事故防止及び対策などが重要な項目となっているが、保健計画や食育計画などを作成して、計画的に保育を進めていくことが求められている。このほか、保護者支援及び職員の資質向上について、それぞれ一つの章（第6章及び第7章）が設けられている。

以上が改定保育所保育指針の全体像である。具体的な保育内容の展開に関わる事項については、第3章保育の内容を仔細に点検しなければならないが、これについては本書の第4章に譲ることとする。一人一人の子どもに寄り添いケアする養護の内容、共感としての育ちの視点、乳幼児期に豊かな感性を養う視点、共同的な遊びと学びの視点など、乳幼児期にふさわしい保育内容の展開として取り上げることにしたい。